

11 料金の割引などについて

掲載の割引制度は、本冊子作成時の内容です。制度のご利用にあたっては、問合わせ先に記載の各事業者へ直接お問い合わせください。

※精神障害者保健福祉手帳については、有効期限内かつ顔写真付きのもののみ割引を受けられます。

(1) バス・電車運賃

対象：身体・知的・精神

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、北陸鉄道バス・電車の割引が受けられます。

●バス

			身体・療育：第1種、精神：1級		身体・療育：第2種、精神：2・3級	
			12歳未満	12歳以上	12歳未満	12歳以上
普通乗車券	単独		5割引	5割引	5割引	5割引
	介護者付	本人	5割引	5割引	5割引	5割引
		介護者	5割引	5割引	5割引	5割引
定期乗車券	単独		－	各定期の3割引	－	各定期の3割引
	介護者付	本人	－	各定期の3割引	－	各定期の3割引
		介護者	大人通勤定期に限り 3割引	通勤定期に限り 3割引	大人通勤定期に限り 3割引	通勤定期に限り 3割引
回数乗車券	単独		5割引	5割引	5割引	5割引
	介護者付	本人	5割引	5割引	5割引	5割引
		介護者	5割引	5割引	5割引	5割引

●鉄道

			身体・療育：第1種、精神：1級		身体・療育：第2種、精神：2・3級	
			12歳未満	12歳以上	12歳未満	12歳以上
普通乗車券	単独		5割引	5割引	5割引	5割引
	介護者付	本人	5割引	5割引	－	－
		介護者	5割引	5割引	－	－
定期乗車券	単独		－	－	－	－
	介護者付	本人	－	各定期の5割引	－	－
		介護者	大人通勤定期に限り 5割引	通勤定期に限り 5割引	大人通勤定期に限り 5割引	－
回数乗車券	単独		－	－	－	－
	介護者付	本人	5割引	5割引	－	－
		介護者	5割引	5割引	－	－

<運賃の支払い方法>

バス	現金、回数券	障害者手帳を提示の上、半額分（5円の端数は10円に切り上げ）をお支払いください。
	ICカード（アイカ）	購入の際に障害者手帳を提示してください。特別割引登録をすることにより5割引で購入できます。降車の際に乗務員に障害者手帳を提示してください。
（石川線） 鉄道	現金、回数券	降車の際に係員に障害者手帳を提示してください。介護者については、本人と同行して乗車し、必要と認められた場合のみ適用されます。

※現金で支払う場合以外にも、係員に障害者手帳を提示してください。

※定期券や高速バスについても、割引になることがありますので、右記問合せ先へお問い合わせください。

●問合せ先●

北陸鉄道株式会社テレホンサービスセンター
☎ 234-0123

(2) JR運賃

対象：身体・知的・精神

区分	種類	割引率	取扱区間
第1種身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳1級(第1種) 療育手帳A(第1種)	普通乗車券	5割 (介護者とも)	単独または介護者とともに乗る場合。 ただし単独で購入の場合は片道100kmを超えるもの
	定期乗車券 回数乗車券 普通急行券	5割 (介護者とも)	介護者とともに乗る場合
第2種身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳2・3級(第2種) 療育手帳B(第2種)	普通乗車券	5割 (本人のみ)	片道100kmを超えるもの
	定期乗車券	5割 (介護者)	12歳未満の児童が介護者とともに乗る場合

※身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳を窓口で提示し、割引を受けてください。

●問合せ先●

JR各駅
JR西日本お客様センター
☎ 0570-00-2486

(3) IRいしかわ鉄道運賃

区分	種類	割引率
第1種身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳1級(第1種) 療育手帳A(第1種)	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券	5割 (介護者とも)
	普通乗車券 回数乗車券	5割 (本人のみ)
第2種身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳2・3級(第2種) 療育手帳B(第2種)	定期乗車券	5割 (本人のみ又は12歳未満の本人+介護者)

●問合せ先●

IRいしかわ鉄道株式会社
☎ 0570-055-521

(4) 航空運賃

国内線に限り割引されます。

障害手帳種別	対象	割引率
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者手帳(※1)	本人 介護者	路線や航空会社により 割引率が異なります

※1 搭乗日当日が有効期間内であるものに限る

※いずれも満12歳以上の方が対象です

※適用予定時期は航空会社により異なりますので、お問い合わせください

対象：身体・知的・精神

●問合せ先●

日本航空(JAL)
☎ 0570-025-071
全日本空輸(ANA)
☎ 0570-029-222
他航空会社営業所、旅行代理店

(5) タクシー運賃

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は10%の割引が受けられます。

※各タクシー会社により取り扱いが異なる場合がありますのでご確認ください。

対象：身体・知的・精神

●問合せ先●

県タクシー協会
☎ 254-1348

(6) シャトルバス「のんキー」

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、シャトルバス「のんキー」の割引が受けられます。障害者手帳を提示の上、半額分をお支払いください。

障害者手帳アプリ「ミライロID」をご利用の場合、アプリのホーム画面の提示でも割引を受けることができます。

※100円未満になる場合は最低運賃100円となります。

対象：身体・知的・精神

●問合せ先●

ののいちバス株式会社
☎ 246-7311

(7) 野々市市スポーツ施設

対象：身体・知的・精神

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、下記施設の個人使用料のみ全額減免になります。受付時に手帳を提示してください。(障害者手帳アプリ「ミライロ ID」をご利用の場合は、アプリのホーム画面を提示してください。)

対象施設 野々市市民体育館
野々市中央公園テニスコート
野々市市スポーツセンター
野々市市スポーツランド(水泳プール・テニスコート)
野々市市武道館

●問合せ先●

市スポーツ振興課
☎ 248-1442

※介助が必要な方に限り、介助者1名も減免となります。

(8) 有料道路通行料金

対象：身体・知的

身体障害者手帳をお持ちの方で自ら運転する場合、又は重度の身体に障害のある方・重度の知的障害のある方が乗車し介護者が運転する場合、料金の割引が受けられます。

対象者	本人運転	身体障害者手帳の交付を受けているすべての方
	介護者運転	身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方のうち、重度の障害をお持ちの方 ※重度の障害の範囲は手帳に記載されている 「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ範囲
受付必要書類	ETC利用なし	①身体障害者手帳又は療育手帳 ②自動車検査証（「所有者の氏名」が個人名義のもの）(注1) ③運転免許証（介護者運転の場合は不要）
	ETC利用	①身体障害者手帳又は療育手帳 ②自動車検査証（「所有者の氏名」が個人名義のもの）(注1) ③運転免許証（介護者運転の場合は不要） ④ETCカード （原則、障害者本人名義。児童は、保護者又は法定後見人） ⑤ETC車載器セットアップ申込書・証明書
割引率	50%以内	
利用方法	<ul style="list-style-type: none"> ●あらかじめ、市福祉総務課で申請し、手帳に必要事項の記載を受けてください。 ●2年毎の更新が必要です。 ●ETC利用のない場合、料金所で必要事項を記載した手帳を提示することにより割引が受けられます。ETCご利用の場合、登録されたETCカードがETC車載器に挿入されていれば、ETCレーンを通行される際に割引処理が行われます。 ●ETCご利用で申請された場合は、後日、ご利用が可能となる日を高速道路(株)から書面でご連絡します。 ●自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」は、個人名義のものに限ります。割賦購入(ローン)中又は長期リースの場合は、割賦契約書又はリース契約書をお持ちください。 ●(注1)令和5年1月4日以降に発行される「電子車検証」をお持ちの方は、「電子車検証」に加え、「自動車検査証記録事項」の写しも併せてご用意ください。(「自動車検査証記録事項」はスマートフォン等による画面提示でも可) 	

※県内対象道路 北陸自動車道・白山白川郷ホワイトロード

(9) NHK放送受信料の減免

対象：身体・知的・精神

- ・市町村民税が非課税の世帯で障害のある方のいる世帯……………全額免除
 - ・視覚や聴覚に障害のある方または重度障害のある方が受信契約者で、かつ世帯主の世帯……半額免除
- ※「世帯」とは、「住居」と「生計」とをともにする方々の集まり

●問合せ先●

NHK金沢放送局
☎ 264-7010

(10) 電話番号の無料案内“ふれあい案内”「104」

対象：身体・知的・精神

障害のため、電話帳の使用が困難な方に無料で電話番号を案内します。ただし、事前に登録が必要です。

対象者 ・ 身体障害者手帳所持者

視覚障害……1～6級

肢体不自由（上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）……1・2級

聴覚障害……2・3・4・6級（1・5級はなし）

音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害……3・4級（1・2級はなし）

・療育手帳所持者

・精神障害者保健福祉手帳所持者

●問合せ先●

NTT西日本

☎ 0120-104174

(11) 携帯電話料金

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、手続きを行うことにより、基本使用料等の割引が受けられる場合があります。

詳しくは各携帯電話会社にお問い合わせください。

(12) 自動車税の減免

対象：身体・知的・精神

身体に障害のある方自身が運転したり、家族（生計を一にする方）が専ら障害のある方の通院等のために運転する自家用車は、障害のある方1人につき1台税金が減免されます。障害のある方の単身世帯、または障害のある方だけの世帯で、常時介護する方が専ら障害のある方の通院等のために運転する場合でも減免できます。

*車の名義は障害のある方本人の名義でなければなりません。（18歳未満及び知的障害のある方、精神に障害のある方にあってはその者と生計を同一にする方が所有する自動車）

I 減免の対象となる障害の範囲

(1) 身体障害者手帳

障 害 区 分	障 害 の 等 級					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	○	○	○	○	○	
聴覚障害		○	○			
平衡機能障害			○		○	
音声機能障害（注1）			○			
上肢不自由	○	○				
下肢不自由	○	○	○	○	○	○
体幹不自由	○	○	○		○	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	○	○				
	上肢機能（注2）	○	○			
移動機能	○	○	○	○	○	○
心臓機能障害	○		○			
じん臓機能障害	○		○			
呼吸器機能障害	○		○			
ぼうこう又は直腸の機能障害	○		○			
小腸機能障害	○		○			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	○	○	○			
肝臓機能障害	○	○	○			

（注1）頸部に気管孔を設け呼吸しなければならないものに限る。（喉頭摘出等）

（注2）一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。

(2) 戦傷病者手帳

身体障害者手帳と同程度の障害が対象となります。

詳しくは県税務課もしくは県総合（県税）事務所にお問い合わせください。

(3) 療育手帳 A

(4) 精神障害者保健福祉手帳 1級

詳しくは

・普通自動車に関すること：金沢県税事務所 Tel. 263-8836

・軽自動車に関すること：市 税 務 課 Tel. 227-6037

にお問い合わせ下さい。

(13) 税金の控除

対象：身体・知的・精神

心身に障害のある方とその扶養親族には、税制上も次に示すような、特別の控除があります。所得税申告、市民税県民税申告の際には障害者控除の欄に手帳記載の障害等級など必要な事項を記載してください。

① 所得税

- ・ 障害者控除……………27万円（身体障害者手帳3級～6級、療育手帳B
及び精神障害者保健福祉手帳2級、3級の障害者）
- ・ 特別障害者控除…40万円（身体障害者手帳1級、2級、療育手帳A
及び精神障害者保健福祉手帳1級の障害者）

※同居特別障害者の場合は、特別障害者控除に35万円加算することができます。

● 問合せ先 ●

松任税務署

☎ 276-2345

② 市県民税

- ・ 障害者控除……………26万円（身体障害者手帳3級～6級、療育手帳B
及び精神障害者保健福祉手帳2級、3級の障害者）
- ・ 特別障害者控除…30万円（身体障害者手帳1級、2級、療育手帳A
及び精神障害者保健福祉手帳1級の障害者）

※同居特別障害者の場合は、特別障害者控除に23万円加算することができます。

● 問合せ先 ●

市税務課

☎ 227-6036

③ 相続税

85歳未満の障害のある方が相続により財産を取得した場合に相続税の控除があります。

- ・ 85歳までの1年につき10万円（特別障害者については20万円）

（注）上記は、令和7年4月1日現在の法令等によるものです。

● 問合せ先 ●

松任税務署

☎ 276-2345

<参考> 所得税・市県民税の医療費控除

本人や本人と生計を一にする配偶者・親族のために支払った医療費について、申告することで税金が安くなる場合があります。申告のときには「医療費控除の明細書」を作成してください。

別途、書類が必要なもの	対象者	必要な書類
おむつ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病によりおむね6か月以上にわたり、ねたきり状態であると認められる者 ・ 当該傷病について医師による治療を継続して行う必要があり、おむつの使用が必要と認められる者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師のおむつ使用証明書（2年目以降で要介護認定を受けている人は市発行の主治医意見書の内容を確認した書類でも可） ・ 領収書
ストマ用装具	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人工肛門のストマ（排泄孔）または尿路変向のストマをもつ者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師のストマ用装具使用証明書 ・ 領収書

※所得及び領収書の金額に応じて制限があります。